

確認証明書の交付および登録

確認証明書の交付

協議会は、ポリオレフィン等の食品用器具・容器包装およびその原材料である合成樹脂、添加剤、着色剤について、会員からの申請に基づき自主基準に適合していることを確認したときに確認証明書を交付します。

申請は、正会員であれば、器具、容器包装やその原材料の製造者のみならず、販売事業者、食品事業者等の会員に対しても確認証明書を交付します。

確認証明書は、原料から最終製品までの取り扱い段階ごとに、自主基準に対する適合性を確認して交付します。これを大まかに区分すると次のようになります。

- ① 原料段階: ポジティブリストに掲載されている原料の製造
例) 合成樹脂(ペレット)、添加剤、着色剤
- ② 材料段階: ①の原料を使用した器具、容器包装の材料の製造
例) 合成樹脂(フィルム、シート等) 等
- ③ 製品段階: ①または②から器具、容器包装の製造、または製品の販売若しくは使用
例) 包装袋、弁当容器、食品トレイ 等



なお、当該製品の製造者責任は申請者にありますので、常に自主基準への適合性を確認する等、適切な品質管理を行ってください。

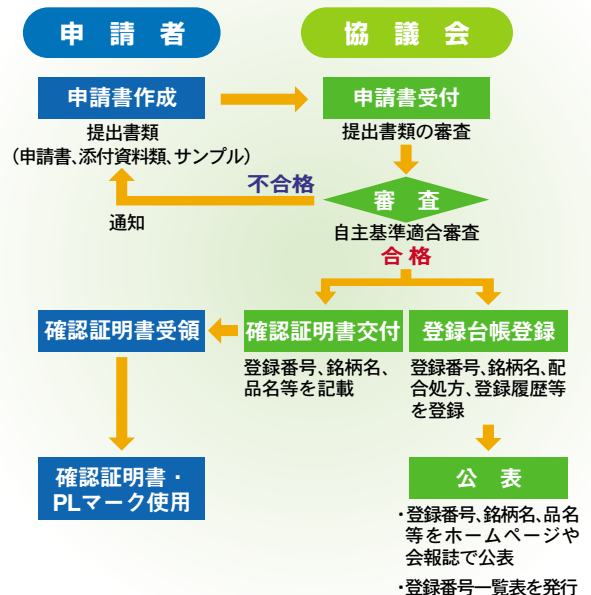
自主基準では、再生樹脂や、再生樹脂を使用した器具、容器包装は対象としていませんのでご注意ください。

確認登録

確認証明書を交付するときは、会員ごとに作成する登録台帳に、登録番号、登録日、品名、銘柄名、配合処方、証明書の履歴等を登録します。登録台帳を確認することによって、全ての確認登録品の内容を追跡調査できるようにしています。

なお、登録台帳は、非公開で審査業務に携わる職員以外は閲覧することはできません。また、秘密保持に万全を期しております。

確認証明書の交付および登録のフローシート



自主基準適合マークの使用

確認証明書の交付を受けた正会員は、確認登録品について自主基準適合マーク(PLマーク)を表示することができます。(商標登録済み)

協議会では、衛生的に適切な材料を使用した器具、容器包装とその原材料の普及を図るため、PLマークの普及を推進しております。なお、この表示は「製造物責任」とは無関係です。



検査制度

確認登録品は、確認証明書交付後に毎年定期検査を行い、自主基準への適合性を確認しています。また、トラブルやクレームなど必要に応じて臨時検査を行う制度も設けています。

定期検査は、申請時に提出された保管サンプル、若しくは市販品や登録製品からサンプルを収集し、外部検査機関において検査をします。また、臨時検査は、トラブルやクレームに際しての原因調査の一環として検査を行います。

会員は、常に確認登録品が申請書の処方どおりであるように工程管理を行ない、品質を維持する必要があります。